

令和7年3月28日

保護者のみなさまへ

佐賀県立高志館高等学校長

令和7年度における授業料の口座振替について（お知らせ）

現在、授業料の支援制度である「高等学校就学支援金（以下、就学支援金）」は年収約910万円未満の世帯が対象となっていますが、令和7年度においては、就学支援金が不支給となった世帯を対象とした新しい支援制度の創設に向けて、国会で審議されているところです。この新しい支援制度が創設されれば、所得にかかわらず国の支援が受けられるようになることが見込まれます。

つきましては、制度の詳細な内容が示されていないところではありますが、令和7年度における授業料（月額9,900円）については当面の間、口座振替を行わないこととします。新しい支援制度の手続きにつきましては、制度が整い次第、あらためて御案内します。

なお、就学支援金や新しい支援制度による授業料支援を希望されない方につきましては、口座振替の処理を行いますので、下記事務担当者へお知らせください。

担当：高志館高等学校 事務 谷澤 電話：0952-62-1331
